

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>(定款の変更等の認可の申請等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 金融監督庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 定款の変更が従たる事務所の設置に関するものである場合には、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該従たる事務所の設置が当該申請をした金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした金庫の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした金庫及びその子会社等（法第八十九条第二項及び令第十三条において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第四号イにおいて同じ。）の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第二項の表の非対象区分に該当するものであること。</p>	<p>(定款の変更等の認可の申請等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 金融監督庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 定款の変更が従たる事務所の設置に関するものである場合には、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該従たる事務所の設置が当該申請をした金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした金庫の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当するものであること。</p>

(2) (5) (略)

二・二 (略)

二・三 (略)

四 代理店の設置

イ 当該代理店の設置が当該申請をした金庫（以下この号において「申請金庫」という。）の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、申請金庫の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

ロ (略)

ハ 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、会員その他の顧客の情報の管理が適切に行われること。

ニ 当該代理店の名称中に代理業務を委任する金庫の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその事務所の店頭に掲示すること。

ホ・ヘ (略)

ト 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 代理業務を委任する金庫が発行済株式の総数等（法第三十二条第六項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。）に相当する数又は額の株式等（法第三十二条第六項に規定する株式等

(2) (5) (略)

二・二 (略)

二・三 (略)

四 代理店の設置

イ 当該代理店の設置が当該申請をした金庫（以下この号において「申請金庫」という。）の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、申請金庫の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

ロ (略)

ハ 当該代理店において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、会員その他の顧客の情報の管理が適切に行われること。

ニ 当該代理店の名称中に代理業務を委任する金庫の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

ホ・ヘ (略)

ト 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 代理業務を委任する金庫が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数若しくは出資の総額に相当する株式（議決権のあるものに限る。）若しくは持分を所有する法人であること。

をいう。以下同じ。）を所有する法人であること。

(3) (略)

チ)又 (略)

五 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第四条 法第三十一条に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場

合

イ (略)

ロ 法第五十三条第十項又は法第五十四条第九項の規定による認可を

受けて行う有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

ハ 法第五十三条第十一項又は法第五十四条第十項の規定による認可

を受けて行う証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引

引について、同項各号に定める行為を行う業務

ニ 法第五十三条第十二項又は法第五十四条第十一項の規定による認

可を受けて行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務

ホ 法第五十三条第十三項又は法第五十四条第十二項の規定による認

可を受けて行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管

(3) (略)

チ)又 (略)

五 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第四条 法第三十一条に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場

合

イ (略)

(新設)

ロ 法第五十三条第十項又は第五十四条第九項の規定による認可を受けて行う証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条第

二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引

について、同項各号に定める行為を行う業務

ハ 法第五十三条第十一項又は第五十四条第十項の規定による認可を

受けて行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年

法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務

ニ 法第五十三条第十二項又は第五十四条第十一項の規定による認可

を受けて行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理

理の受託又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

へ（略）

ト（略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ（略）

ロ 法第五十四条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。）としよつとするとき

（削除）

ハ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ニ（略）

三 五（略）

の受託又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

ホ（略）

へ（略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ（略）

ロ 法第五十四条の十五第一項の規定による認可を受けた株式の取得又は所有

ハ 法第五十四条の十七第一項の規定による認可を受けた株式又は持分の取得又は所有

ニ 法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ホ（略）

三 五（略）

(金庫等が所有する株式等に含めない株式等)

第四条の二 法第三十二条第七項(法第五十四条の十六第八項(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)、令第十一条第三項、第十条の七第五項、第十条の九第三項、第十条の十一第七項及び第十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、金庫又はその子会社が所有する株式等に含まないものとされる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)が業務として所有する株式等及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二条の規定により当該金庫又はその子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

(新設)

(監事の監査報告書)

第五条の五 (略)

2 (略)

一・二(略)

三 金庫がした子会社又は会員との通例的でない取引

四 (略)

3・4 (略)

(信用金庫の付随業務)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十条、第十条の十六及び第十五条の五において同じ。)の預金証書

二・四 (略)

四の二 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券

五・七 (略)

八 法第五十三条第三項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する

(監事の監査報告書)

第五条の五 (略)

2 (略)

一・二(略)

三 金庫がした子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社)同条第六項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。

( )をいう。( )又は会員との通例的でない取引

四 (略)

3・4 (略)

(信用金庫の付随業務)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十条及び第十条の十二において同じ。)の預金証書

二・四 (略)

五・七 (略)

4 (略)

5 法第五十三条第三項第十三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)( )における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)( )までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)( )の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(以下「金利先渡取引」という。)( )

- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。)( )のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。)( )を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決

4 (略)

(新設)

済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

四 金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）

五 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

6 法第五十三条第三項第十四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理とする。

（国債等の募集の取扱い業務等の認可の申請等）

第八条の三 金庫は、法第五十三条第九項若しくは法第五十四条第八項の規定による国債等の募集の取扱い業務の認可又は法第五十三条第十一項若しくは法第五十四条第十項の規定による有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出し

（国債等の募集の取扱い業務等の認可の申請等）

第八条の三 金庫は、法第五十三条第九項若しくは法第五十四条第八項の規定による国債等の募集の取扱い業務の認可又は法第五十三条第十項若しくは法第五十四条第九項の規定による国債等に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない

なければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(有価証券店頭デリバティブ取引等の業務の認可の申請等)

第八条の四 金庫は、法第五十三条第十項又は法第五十四条第九項の規定による有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

三 当該業務の種類及び方法を記載した書類

四 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした金庫(以下この項において「申請金庫」という。)の会員勘定の額が当該申請に係る業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる十分な額であること。

二 申請金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 申請金庫がその人的構成等に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

らない。

一～四 (略)

2 (略)

(新設)

(信託業務の認可の申請等)

第八条の五 金庫は、法第五十三条第十二項又は法第五十四条第十一項の規定による金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(債券の募集又は管理の受託業務等の認可の申請等)

第八条の六 金庫は、法第五十三条第十三項又は法第五十四条第十二項の規定による地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第十条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

(信託業務の認可の申請等)

第八条の四 金庫は、法第五十三条第十一項又は第五十四条第十項の規定による金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(債券の募集又は管理の受託業務等の認可の申請等)

第八条の五 金庫は、法第五十三条第十二項又は第五十四条第十一項の規定による地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第十条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

四の二 抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券

五〇七 (略)

八 法第五十四条第四項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 | 法第五十四条第四項第十三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第八条第五項各号に掲げるものとする。

5 | 法第五十四条第四項第十四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理とする。

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号又は法第五十四条の十七第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一 他の事業者のための不動産(原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。)(の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を

一〇四 (略)

五〇七 (略)

(新設)

(新設)

(信用金庫連合会の証券会社等の株式の所有)

第十条の五 信用金庫連合会は、法第五十四条の十五第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る法第五十四条の十五第一項に規定する証券会社(以下「証券会社」という。)(又は信託業務を営む銀行に関する次に掲げ

行う業務

- 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務  
(第十号に該当するものを除く。)
- 八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十一 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に関し相談に 응ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、

書類

- イ 名称及び主たる営業所の位置を記載した書類
  - ロ 業務の内容を記載した書類
  - ハ 資本の額を記載した書類
  - ニ 取締役及び監査役の役職名及び氏名並びに従業員数を記載した書類
  - 四 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 2 | 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした信用金庫連合会(以下この項において「申請連合会」という。)の会員勘定の額が当該申請に係る証券会社又は信託業務を営む銀行(以下この項において「証券子会社等」という。)の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。
  - 二 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
  - 三 申請連合会が証券子会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。
  - 四 証券子会社等がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十二条第一項ただし書の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第五十四条の十七第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である銀行（

法第五十四条の十七第一項第一号に規定する銀行をいう。 ) 又は保険会社若しくは信用金庫 ( 以下この号において「金庫等」という。 ) が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社 ( 以下この号において「買取会社」という。 ) が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務 ( 当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。 )

2 | 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるもの ( 信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。 ) とする。

一 金庫の業務の代理 ( 当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行つものに限る。 )

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 ( 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてす

- る金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの
- 三 法第五十三条第三項各号又は法第五十四条第四項各号に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、次号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める業務に該当するものを除く。）
- 四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券業
- 五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）
- 六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第七条に規定する商品投資顧問業
- 七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業
- 八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第一条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）
- 九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券

等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

十 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品（以下この号において「リース物品」という。）を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）（ ）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利息、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金

を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約を締結すること。

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業（信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれと同種のものを含む。）

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第一項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社（法第五十四条の十五第一項又は法第五十四条の十七第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）

に該当する会社その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

- 二十 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）
- 二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務
- 二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）
- 二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）
- 二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行
- 二十五 保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十二項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）
- 二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務
- 二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社（法第五十四条の十七第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に必要な電子附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及びそれに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。

4 法第五十四条の十七第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯

する業務に係るもの

5 法第五十四条の十七第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）  
第十条の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

（信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式に含めない株式）  
第十条の六 法第五十四条の十五第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一 代物弁済の受領により取得し、又は所有する株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）

- 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
  - 三 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
  - 四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却
- 2 | 法第五十四条の十五第四項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

- 二 当該信用金庫連合会（信託業務を行うものに限る。）が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として取得し、又は所有する株式（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について委託者若しくは受益者が当該信用金庫連合会に指図を行うことができる場合に限る。）
- 2 | 前項の規定は、法第五十四条の十六第三項、銀行法第二十四条第五項及び第十四条第三項において準用する法第五十四条の十五第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式等について準用する。
- ハ 資本の額を記載した書類
- ニ 取締役及び監査役の役職名及び氏名並びに従業員数を記載した書類
- 四 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 2 | 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
  - 一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る証券会社又は信託業務を営む銀行（以下この項において「証券子会社等」という。）の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。
  - 二 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
  - 三 申請連合会が証券子会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。
  - 四 証券子会社等がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ

つ効率的に遂行することができること。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第十条の七 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該金庫に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(第二十一条の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。次項第二号において同じ。)の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書類

- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
  - ロ 業務の内容を記載した書類
  - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
  - 二 役員の役職名及び氏名を記載した書類
  - 五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の十六第一項に規定する基準株式数等、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあっては、法第五十四条の十八第一項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 2 | 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした金庫（以下この項において「申請金庫」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

- 二 申請金庫及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
- 三 申請金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請時において申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
- 五 申請金庫が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
- 六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 3 前二項の規定は、法第五十四条の十五第四項ただし書（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。
- 4 第一項の規定は、法第五十四条の十五第五項又は法第五十四条の十七第四項の規定による認可について準用する。
- 5 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。  
（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由）  
第十條の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 
- 一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
  - 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
  - 三 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
  - 四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却
  - 五 第十条の十一第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。
  - 六 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有
- （基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請）
- 第十条の九 金庫は、法第五十四条の十六第二項ただし書（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準株式数を超えて株式を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。
- 一 理由書
  - 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - 三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類
-

四 其他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該金庫が法第五十八条第三項の認可を受けて銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。)の営業又は事業の譲受けをした場合

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社の業務等)

第十条の十一 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二

項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 第十条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むもの

二 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 | 法第五十四条の十五第一項第三号、法第五十四条の十六第七項、法第

五十四条の十七第一項第九号又は法第五十四条の十八第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えて

いるもの  
イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合

計額

口 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四

号) 第二条第二十二号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を  
控除した金額

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項  
に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず  
、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤  
の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの  
三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項  
に規定する認定を受けている会社

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二  
に規定する指定支援機関による同法第十四条の四に規定する直接金融  
支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行している会社

五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第  
四条第一項に規定する認定を受けている会社であつて、その資本の額  
が五億円以下であるもの

3 | 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を金庫又は  
その子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)に  
より第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得さ  
れたとき(当該株式会社の株式が当該金庫又はその子会社により二回以  
上にわたり取得された場合においては、第十条の六第一項第一号又は第  
二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する  
会社に該当していたものも、その株式が当該金庫又はその子会社により  
第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得  
されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第三号、法第

五十四條の十六第七項、法第五十四條の十七第一項第九号又は法第五十四條の十八第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四條の十五第一項第三号、法第五十四條の十六第七項、法第五十四條の十七第一項第九号及び法第五十四條の十八第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回るものとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十四條の十五第一項第三号又は法第五十四條の十七第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第十条の五第二項第

十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする

。

6| 法第五十四条の十五第一項第四号又は法第五十四条の十七第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として、当該業務は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十四条の十五第一項第一号から第三号まで又は法第五十四条の十七第一項第七号から第九号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第三号、第四号及び第六号を規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券専門会社又は同項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち第十条の五第六項に定め

る持株式会社にあつては、専ら当該持株式会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第十条の五第七項に定める持株式会社にあつては、専ら当該持株式会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7 法第三十二条第七項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十条の十二 法第五十四条の十五第七項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項の認可を受けて株式を所有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

第十条の八 削除

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十条の七 法第五十四条の十五第四項（法第五十四条の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十四条の十五第一項の認可を受けて株式を所有している証券会社若しくは信託業務を営む銀行又は法第五十四条の十六第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している同項各号に掲げる会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

（信用金庫連合会の海外現地法人の株式等の保有）

第十条の八 信用金庫連合会は、法第五十四条の十六第一項の規定による

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る法第五十四条の十六第一項各号に掲げる会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 資本の額又は出資の総額を記載した書類

ニ 役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）の役職名及び氏名並びに従業員数を記載した書類

四 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 前項の規定は、法第五十四条の十六第二項の規定による認可について準用する。

3 金融監督庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る法第五十四条の十六第一項各号に掲げる外国の会社（以下この項において「海外現地法人」

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 法第五十五条の三第一項第二号に掲げる目的で行う有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条、第十条の十八及び第十条の十九において「国債等」という。）、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 (略)

という。）、の株式又は持分を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 申請連合会が海外現地法人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

四 海外現地法人がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(特定取引)

第十条の九 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 法第五十五条の三第一項第二号に掲げる目的で行う有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条、第十条の十四及び第十条の十五において「国債等」という。）、又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等の性質を有するものの売買に限る。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第九号に掲げるものを除く。）

二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券）（以下この号、第十条の十八及び第十条の十九において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十条の十八及び第十条の十九において同じ。）

四 金銭債権（第十条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。第十七条の十一において同じ。）に限る。）の取得又は譲渡

#### 五 金利先渡取引

三 金銭債権（第十条第三項第一号、第二号、第四号若しくは第六号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されているものをいう。第十条の十二において同じ。）の取得又は譲渡

四 銀行その他の金融機関、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（第二条第九項に規定する金融先物取引業者又は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める者（以下次号において「銀行その他の金融機関等」という。）との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるところにより、あらかじめ将来の特定の日（以下この号及び次号において「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下次号において「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下この号及び次号において「指標利率」という。）

六 為替先渡取引

( )の数值を取り決め、その取り決めに係る数值と決済日における当該指標利率の現実の数值との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数值を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

五 銀行その他の金融機関等との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるところにより、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数值をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差額に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

七 先物外国為替取引

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十 商品デリバティブ取引

十一 クレジットデリバティブ取引

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第五十四条第四項第十五号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

六 先物外国為替取引

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払いを相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払いを相互に約する取引その他これに類似する取引（第十条の十四及び第十条の十五において「スワップ取引」という。）

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前四号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。第十条の十四及び第十条の十五において「非市場オプション取引」という。）

九 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

(特定取引勘定設置の認可の申請等)

第十条の十四 (略)

一～七 (略)

八 内部取引(一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第五号から第十四号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。)を行う場合(内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。)の取扱いに関する事項を記載した書類

九 (略)

2 (略)

(勘定間振替の禁止)

第十条の十五 (略)

2 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十条の十三第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

第十条の十六 法第五十五条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第五十四条第四項第十三号に規定する取引に係る権利を表示する

証券又は証書

(特定取引勘定設置の認可の申請等)

第十条の十 (略)

一～七 (略)

八 内部取引(一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第四号から第八号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。)を行う場合(内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。)の取扱いに関する事項を記載した書類

九 (略)

2 (略)

(勘定間振替の禁止)

第十条の十一 (略)

2 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十条の九第一号から第三号まで及び第九号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

第十条の十二 法第五十五条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)

第十条の十七 法第五十五条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。以下この条、第十条の十九及び第二十一条の三において同じ。）に上場されている有価証券（同法第百八条の二第参考の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 事業年度終了の日の証券取引所における最終価格に基づき算出した価格

二 (略)

(事業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第十条の十八 (略)

- 一 (略)
- 二 有価証券店頭デリバティブ取引
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 資産対応証券の引受け
- 六 (略)
- 七 店頭金融先物取引
- 八 (略)

(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)

第十条の十三 法第五十五条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。以下この条、第十条の十五及び第二十一条の三において同じ。）に上場されている有価証券（同法第百八条の二第参考の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 事業年度終了の日の証券取引所における最終価格に基づき算出した価格

二 (略)

(事業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第十条の十四 法第五十五条の三第三項に規定する特定取引のうち総理府

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 直物為替先渡取引

十二 商品デリバティブ取引

十三 クレジットデリバティブ取引

十四 (略)

(削除)

十五 オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第十条の十九 (略)

一・二 (略)

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第八項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額(営業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、商品の価格、有価証券市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)の予想される数値に基づき算出される金額)を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 非上場オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第十条の十五 (略)

一・二 (略)

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第五項に規定する金融先物取引所又は同条第七項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)の予想される数値に基づき算出される金額)を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 非上場オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値と

権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

六 選択権付債券売買、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（合併の認可の申請等）

第十一条 金庫は、法第五十八条第三項に規定する合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～七 （略）

八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画、会員数並びに出資の総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び第二十一条の二第六項に規定する単体自己資本比率の見込みを記載した書類

九 （略）

十 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が当該合併により子会社対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあっては、法第

して、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

六 選択権付債権売買及び国債等の引受け 前五号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（合併の認可の申請等）

第十一条 金庫は、法第五十八条第三項に規定する合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～七 （略）

八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画、会員数並びに出資の総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類

九 （略）

五十四條の十五第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあっては、法第五十四條の十七第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十條の七第一項第四号に掲げる書類

十一 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本率（第二十一條の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。次條第六号において同じ。）の見込みを記載した書類

十二 合併後存続する金庫若しくは合併により設立される金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二條 金庫は、法第五十八條第三項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二條 金庫は、法第五十八條第三項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

記載した書類

七 当該事業の譲渡により当該金庫の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

2・3 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

六 当該営業又は事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十条の七第一項第四号に掲げる書類

七 当該営業又は事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

八 (略)

2 (略)

(届出事項)

第十四条 法第八十七条第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

五 第四条第二号二に規定する定款の変更(金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるものに限る。)をしようとする場合

2・3 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 (略)

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(届出事項)

第十四条 法第八十七条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

五 第四条第二号ホに規定する定款の変更(金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるものに限る。)をしようとする場合

六 第四条第二号二に規定する定款の変更（金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるものを除く。）をした場合

七（略）

十一 第十条の六第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第八十七条第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされているものを除く。）を子会社としようとする場合

十二 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第八十七条第三号に掲げる場合を除く。）

十三 金庫又はその子会社が、第十条の八各号に掲げる事由により、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十四 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた場合

十五 金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合

十六 第十六条の四又は第十六条の十二第一項各号に掲げる者のいづれかに該当する者（次号及び第十八号において特殊関係者という。）を新たに有することとなつた場合

六 第四条第二号ホに規定する定款の変更（金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるものを除く。）をした場合

七（略）

十一 一の会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式」等という。）を取得し、又は所有しようとする場合（法第五十四条の十五第一項又は法第五十四条の十六第一項の規定による金融監督庁長官の認可を受けてこれらの規定に規定する行為を使用とする場合を除く。）

十二 金庫に係る子会社（銀行法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。次号、第二十七号及び第二十一条の二第一項の表において同じ。）の株式等を取得し、又は所有しようとする場合

十三 金庫に係る子会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合

十七 特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十八 金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者がその業務内容を変更することとなった場合

十九（略）

二十〇二十五（略）

二十六 自己資本比率（第二十一条の三第一項に規定する自己資本比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるところにより信用金庫連合会の定める算出の方法を用いようとする場合

二十七三十（略）

三十一 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

三十二 金庫が法第三十七条第一項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合

2 金庫は、法第八十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げ

十四（略）

十五 金利先渡取引を業務として開始しようとする場合

十六 為替先渡取引を業務として開始しようとする場合

十七二十二（略）

二十三 自己資本比率（銀行法第十四条の二に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第二十一条の二及び第二十一条の三において同じ。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるところにより信用金庫連合会の定める算出の方法を用いようとする場合

二十四二十七（略）

2 金庫は、法第八十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融監

る場合にあつては、当該各号に規定する書類）を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第三十一号に掲げる場合 同号に規定する書類

二 第一項第三十二号に掲げる場合 法第三十七条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書

3 次に掲げる届出は、半期ごとに一括しておこなうことができる。

一 法第八十七条第五号に該当するときの届出

二 (略)

4 第一項第三十号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員又は職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行なつたことをいう。

一 五 (略)

5 第一項第三十号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を金庫が知つた日から三十日以内に行なわれなければならない。

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号から第十五号まで及び第十八号に規定する株式等について準用する。

(大蔵大臣への通知)

第十五条の二 法第八十七条の四に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第十四条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の三 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等

監督庁長官等に提出しなければならない。

3 次に掲げる届出は、半期ごとに一括しておこなうことができる。

一 法第八十七条第二号に該当するときの届出

二 (略)

4 第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員又は職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行なつたことをいう。

一 五 (略)

5 第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を金庫が知つた日から三十日以内に行なわれなければならない。

6 法第五十四条の十五第二項の規定は、第一項第十一号及び第十二号に規定する株式等について準用する。

(大蔵大臣への通知)

第十五条の二 法第八十七条の四に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第十四条第一項第十七号から第二十号までに掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。) に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等(預金又は定期積金をいう。以下この条から第十五条の六までにおいて同じ。)の金利の店頭での掲示

二 事務所内への手数料(無人の事務所にあつては、当該無人の事務所で取り扱う預金等に係る手数料)の一覧表の掲示又は備置き

三 取り扱う預金等のうち預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称(通称を含む。)

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)

又 その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期

時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の

払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ 法第五十三条第三項第十三号又は法第五十四条第四項第十三号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十四項から第十六項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

（債券の権利者に対する情報の提供）

第十五条の四 全国連合会が、法第五十四条の二第一項に規定する債券を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十五条の五 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識

、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第五十三条第三項第五号又は法第五十四条第四項第五号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。）

二 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証券を除く。）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2 金庫は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

ならない。

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の六 金庫は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第十五条の七 金庫は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十六条 令第十一条第五項第一号に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち信用金庫に

(同一人に対する信用の供与)

第十六条 令第十一条第一項に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち、信用金庫にあつ

あつては、別紙様式第十三号、信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十四号（法第五十五条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会（以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。）にあつては、別紙様式第十五号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十一条第五項第二号に規定する債務の保証として総理府令・大蔵省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるものとする。

3 令第十一条第五項第三号に規定する出資として総理府令・大蔵省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定及びその他資産勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものとする。

4 令第十一条第五項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有
- 二 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有に該当するもの以外のもの
- 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第一条第八号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四 貸借対照表の特定取引勘定に約束手形として計上されるもの

ては別紙様式第十三号、信用金庫連合会にあつては別紙様式第十四号、特定取引勘定設置信用金庫連合会にあつては別紙様式第十五号中の貸借対照表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十一条第一項に規定する貸出金の区分に属する信用の供与の額は、銀行法第十三条第五項の規定に基づき、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該金庫に対する預金又は定期積金の債権を担保とする貸出金のうち当該担保の額

二 国債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金のうち当該担保の額

四 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸出金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

3 令第十一条第四項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

4 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることの承認を受けよつとすることが、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

五 | デリバティブ取引に係る信用の供与として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従い算出されるもの

一 | 理由書

二 | 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類

三 | その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

5 | 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、銀行法第十三条第一項ただし書の規定する場合又は令第十一条第四項第一号又は第二号に掲げるやむを得ない理由がある場合に該当するかどうかを審査するものとする。

6 | 令第十一条第五項に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、信用金庫連合会にあつては第一項に規定する貸出金とし、当該信用金庫連合会に係る子銀行（銀行法第十三条第二項前段に規定する子銀行をいう。以下この条において同じ。）にあつては銀行法施行規則昭和五十七年大蔵省令第十号（第十四条第一項に規定する貸出金とす

7 | 令第十一条第五項に規定する貸出金の区分に属する信用の供与の額は、銀行法第十三条第五項の規定に基づき、信用金庫連合会にあつては同一人に対する第一項に規定する貸出金の額から当該同一人に係る第二項各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとし、当該信用金庫連合会に係る子銀行にあつては当該同一人に対する銀行法施行規則第十四条第一項に規定する貸出金の額から当該同一人に係る同条第三項各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

8 | 信用金庫連合会は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該信用金庫連合会及び当該信用金庫連合会に係る子銀行の同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十六条の六までにおいて同じ。)の額(第十六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

- 一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額
- イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
- ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
- ハ 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第十四条第二項に規

度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第四項各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

9 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、銀行法第十三条第一項ただし書に規定する場合又は令第十一条第六項において準用する同条第四項各号に掲げるやむを得ない理由がある場合に該当するかどうかを審査するものとする。

10 銀行法第十三条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める額は、当該信用金庫連合会が所有する当該信用金庫連合会に係る子銀行の株式の取得価額の総額とする。

- 定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第四十七条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額
- 二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額
- ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業信用保険公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額
- 二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額
- イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額
- ロ 銀行その他の金融機関が支払人となつている手形の引受け又は裏書きの額
- ハ 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額
- ニ 輸入取引に伴つてされる保証又は手形の引受けの額
- ホ 貿易保険法第四十七条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額
- 三 前条第三項に規定するものうち信用金庫連合会への出資の額
- 四 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる

額の合計額

イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

五 前各号に掲げる額に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額

2 銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額は、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

3 金庫は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三条第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)  
第十六条の三 令第十一条第八項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

2 令第十一条第八項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該金庫が預金保険法第六十一条第一項の認定又は同法第六十二条第一項のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等を行うこと。

二 当該金庫の出資の総額の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（出資の総額の増加等により信用供与等限度額（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額をいう。以下同じ。）を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）。

三 その他前二号に準ずるものとして金融監督庁長官が適当と認めること。

3 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 三 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第十六条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等（令第十一条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（令第十一条の二第二項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）とする。

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に關し必要な事項)

第十六条の五 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該金庫について第十六条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十六条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等(銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)のする資金の貸付けの額のうち当該金庫又は他の子会社等が保証している額その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額をいう。

4 銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

5 金庫は、何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三条第二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場

合)

第十六条の六 第十六条の三第二項の規定は、令第十一条第十一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条の三第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは「当該金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 金庫は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十六条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 令第十一条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受け

た他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)

二 金庫がその議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該金庫が自己の計算において所有している議決権と当該金庫と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該金庫の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該金庫の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該金庫の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該金庫が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該金庫と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について当該金庫が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。)を行っていること(当該金庫と出資、人事、資金、技術、取引等において

緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該金庫が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 金庫が自己の計算において所有している議決権と当該金庫と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該金庫の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該金庫の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該金庫が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2

令第十一条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除

く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを

合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 | 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 | 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第二項に規定する特定目的会社及び事業

内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した金庫から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第三条の二第一項第二号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第十六条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 当該信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の取引の通常 conditions に照らして当該信用金庫連合会に不利益を与える取引を、当該信用金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引を行わなければならない当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

- 二 当該金庫が、当該金庫の取引の通常 conditions に照らして当該金庫に不利益を与える取引を経営の状況の悪化した当該金庫の特定関係者との

間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該金庫がその特定関係者との間で当該金庫の取引の通常の条件に照らして当該金庫に不利益を与える取引を行うことについて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が必要なものであらかじめ定める場合に該当すること。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十六条の九 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用金庫連合会が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定関係者との間の取引等)

第十六条の十 銀行法第十三条の二第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、当該金庫が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該金庫に不利な条件で行われる取引をいう。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十六条の二 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用金庫連合会が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて公益上必要があるかどうかを審査するものとする。

(特定関係者の顧客との間の取引等)

第十六条の十一 銀行法第十三条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該金庫が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該金庫に不利な条件で行われる取引(当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。)

二 (略)

三 (略)

(金庫の子会社等)

第十六条の十二 銀行法第十四条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該金庫の子法人等
- 二 当該金庫の関連法人等

(休日の承認の申請等)

第十七条 (略)

2 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、

(特定関係者との間の取引等)

第十六条の三 銀行法第十三条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 (略)

(休日の承認の申請等)

第十七条 (略)

2 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該申請に係る事務所(代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。)の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 (略)

3・4 (略)

(業務取扱時間)

第十八条 金庫(代理店の事務所を含む。)の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 金庫は、その事務所(代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。)の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する営業時間と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(前項に該当する場合を除く。)には、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

第十九条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る事務所(代理店を含む。以下この条において同じ。)の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。

3・4 (略)

(業務取扱時間)

第十八条 金庫(代理店を含む。)の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 金庫は、その事務所(代理店を含む。以下この条において同じ。)の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する業務取扱時間と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(前項に該当する場合を除く。)には、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

第十九条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が三事業日以上にわたる場合を除く。）

三 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が二事業日以上にわたる場合を除く。）

3 銀行法第十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事務所は、金庫又はその代理店の無人の事務所及び前項第二号に該当する事務所とする。

(業務報告書)

第二十条 (略)

2 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用金庫にあつては、別紙様式第十三号の二、信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十四号の二、特定取引設置信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十五号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融監督庁長官等に提出しなければならない。

3 (略)

4 金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

5 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う事務所又は代理店において、当該休日における現金自動支払機による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が三事業日以上にわたる場合を除く。）

三 無人の事務所又は代理店においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が二事業日以上にわたる場合を除く。）

3 銀行法第十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事務所又は代理店は、無人の事務所又は代理店及び前項第二号に該当する事務所とする。

(業務報告書)

第二十条 (略)

2 (略)

3 金庫は、前二項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、

当該申請をした金庫が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する総理府令・大蔵省

令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 事業の組織

ロ 理事及び監事の氏名及び役職名

ハ 事務所の名称及び所在地

二 金庫の主要な事業の内容

三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期利益又は当期損失

(4) 出資総額及び出資総口数

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 預金積金残高

当該申請をした金庫が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(8) 債券残高（全国連合会が法第五十四条の二第一項に規定する債券を発行している場合に限る。）

(9) 貸出金残高

(10) 有価証券残高

(11) 単体自己資本比率（第二十一条の二第六項に規定する単体自己資本比率をいう。）

(12) 出資に対する配当金

(13) 職員数

八 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）

のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六

条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。 ) に該当する貸出金

(2) 延滞債権（未收利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

八 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況

二 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損

益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 第十五の三第五号に掲げる取引

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

へ 貸出金償却の額

ト 金庫が法第三十七条の二第一項の規定に基づき貸借対照表、損益

計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2| 銀行法第二十一条第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定める事務所は、金庫（代理店を含む。）の無人の事務所及び全国連合会の外国に所在する事務所とする。

第二十条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二項に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

- (1)| 名称
- (2)| 主たる営業所又は事務所の所在地
- (3)| 資本金又は出資金
- (4)| 事業の内容
- (5)| 設立年月日
- (6)| 金庫が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合
- (7)| 金庫の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

- 二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
  - イ 直近の事業年度における事業の概況
  - ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
    - (1) 経常収益
    - (2) 経常利益又は経常損失
    - (3) 当期利益又は当期損失
    - (4) 純資産額
    - (5) 総資産額
    - (6) 連結自己資本比率（第二十一条の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。）
- 三 金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
  - イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
  - ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
    - (1) 破綻先債権に該当する貸出金
    - (2) 延滞債権に該当する貸出金
    - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
    - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
  - ハ 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況
- 二 金庫及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる

場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

第二十条の四 金庫は、銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を当該金庫の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ信用金庫にあつては、管轄財務局長の、信用金庫連合会にあつては、金融監督庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第二十一条 削除

（報告又は資料の提出を求めることができる子会社）

第二十一条 銀行法第二十四条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、金庫がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第二十一条の二 銀行法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める  
 金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・  
 大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりと  
 する。

第一	国内基準に係	非対 国内基準に係 る単体自己資 本比率 四パーセント 以上	信用金庫又は 海外拠点をも ない信用金 庫連合会	自己資本の充実の状況に係る区分
	国際統一基準	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 八パーセント 以上	海外拠点を有 する信用金庫 連合会	
	(略)		命 令	

数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会  
 社とする。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)  
 第二十一条の二 銀行法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める  
 自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省  
 令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第一	国内基準に係	非対 国内基準に係 る自己資本比 率 四パーセント 以上	信用金庫又は 海外拠点を有 しない信用金 庫連合会	自己資本の充実の状況に係る区分
	国際統一基準	国際統一基準 に係る自己資 本比率 八パーセント 以上	海外拠点を有 する信用金庫 連合会	
	(略)		命 令	

区分	第二 区分	区分
る単体自己資本比率	国内基準に係る単体自己資本比率 一パーセント 以上 二パーセント 未満	に係る単体自己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満
に係る単体自己資本比率	国際統一基準に係る単体自己資本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	に係る単体自己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満
	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止 又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の抑制 四 取引の通常条件に照らし、して不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止 又は抑制 五 一部の事務所における業務の縮小	

区分	第二 区分	区分
る自己資本比率	国内基準に係る自己資本比率 一パーセント 以上 二パーセント 未満	に係る自己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満
に係る自己資本比率	国際統一基準に係る自己資本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	に係る自己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満
	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止 又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の抑制 四 取引の通常条件に照らし、して不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止 又は抑制 五 一部の事務所における業務の縮小	

	<p>六 一部の従たる事務所の廃止</p> <p>七 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 その他金融監督庁長官が必要と認める措置</p>
	<p>六 一部の従たる事務所の廃止</p> <p>七 子会社又は海外現地法人の業務の縮小</p> <p>八 子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分</p> <p>九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 その他金融監督庁長官が必要と認める措置</p>

第二 区分 の二	国内基準に係 る単体自己資 本比率 ○パーセント 以上 一パーセント 未満	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 ○パーセント 以上 二パーセント 未満	(略)
第三 区分	国内基準に係 る単体自己資 本比率 ○パーセント 未満	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 ○パーセント 未満	(略)

2 | 銀行法第二十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に  
 じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	
信用金庫及び その子会社等	海外拠点を有 する信用金庫

(新設)

第二 区分 の二	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 以上 一パーセント 未満	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 以上 二パーセント 未満	(略)
第三 区分	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 未満	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 未満	(略)

区分 第二	区分 第一	非対 象区 分	
国内基準に係 る連結自己資 本比率	国内基準に係 る連結自己資 本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	国内基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	又は海外拠点 を有しない信 用金庫連合会 及びその子会 社等
国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率 八パーセント 以上	連合会及びそ の子会社等
次の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的	経営の健全性を確保するため の合理的と認められる改善計 画（原則として資本の増強に 係る措置を含むものとする。 ）の提出の求め及びその実行 の命令		命 令

	二パーセント以上	二パーセント以上	と認められる計画の提出及びその実行
	二パーセント以上	四パーセント以上	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
	未満	未満	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
			四 取引の通常条件に照らし、して不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
			五 一部の事務所における業務の縮小
			六 一部の従たる事務所の廃止
			七 子会社等の業務の縮小
			八 子会社等の株式又は持分の処分
			九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から

第三 区分	国内基準に係 る連結自己資 本比率	第二 区分	国内基準に係 る連結自己資 本比率
国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	第八項までの規定により行 う業務又は第五十四条第一 項から第三項までの規定に より行う業務に付随する同 条第四項各号に掲げる業務 その他の業務若しくは同条 第五項から第七項までの規 定により行う業務の縮小又 は新規の取扱いの禁止 十 その他金融監督庁長官が 必要と認める措置
命令 業務の全部又は一部の停止の	自己資本の充実、大幅な業務 の縮小、合併又は金庫の事業 の一部の廃止の措置のいずれ かを選択した上当該選択に係 る措置を実施することの命令		

○パーセント	○パーセント
未滿	未滿

3 前二項の表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の十七第一項第四号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものをいう。

5 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものをいう。

（削除）

6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀

2 前項の表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の十六第一項第一号に掲げる会社（信用金庫連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項の表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものをいう。

4 第一項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものをいう。

5 第一項の表中「海外現地法人」とは、法第五十四条の十六第一項各号に掲げる会社（信用金庫連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る。）をいう。

行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

第二十一条の三 金庫が、その自己資本比率（前条第六項に規定する単体自己資本比率又は同条第七項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社等について連結して記載した貸借対照表の資産に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債に計上されるべき金額の合計額を上回る場

第二十一条の三 金庫が、その自己資本比率が当該金庫が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当該金庫が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表の資産に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が貸借対照表の負債に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に

合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一～四（略）

- 3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。
- 4 信用金庫が預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

（廃業等の公告等）

第二十三条 金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

掲げる命令を含むものとする。

一～四（略）

- 3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表の資産に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。
- 4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該信用金庫の自己資本比率以上の自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

（廃業等の公告等）

第二十三条 金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金の処理の方針を示すものとする。

